



オリーブ少額短期保険

# オリーブの がん保険

がんと診断された際にまとまった一時金で  
ムダなく幅広く備える保険です

99歳まで  
更新可能

20歳～  
89歳まで  
お申し込み可能



治療費、生活費など  
自由に使えます

オリーブの  
がん保険

始めやすい保険料!

がんと診断された時一時金として受取れます!

保険金額に応じて**3つのコース**からお選びいただけます。

<がんと診断された時、一時金として受け取れ、治療・収入の面で役立ってます。>



- ベースプラン** **30万円コース**
- スタンダードプラン** **50万円コース**
- ワイドプラン** **80万円コース**

**がん診断一時金保険 お支払例**

**1. がん診断一時金(主契約) 80万円**  
 ・ **特定疾病一時金(特約) 0円**

① がんと診断され「がん診断一時金」を請求した場合  
 「がん診断一時金」**80万円**をお支払いし、保険契約は消滅します。



**2. がん診断一時金(主契約) 50万円**  
 ・ **特定疾病一時金(特約) 30万円**

① がんと診断され「がん診断一時金」を請求した場合  
 「がん診断一時金」**50万円**をお支払いし、保険契約は消滅します。



② 特定疾病\*で1日以上入院した場合  
 「特定疾病一時金」**30万円**をお支払いします。  
 本契約・特約ともに継続します。  
 一保険期間に合算して**80万円**までお支払い可能です。



\*特定疾病

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

保険の対象となる方が、がんと診断された場合に保険金をお支払いします。

契約年齢	初回契約の場合	満20歳～89歳まで	更新の場合	満99歳まで
------	---------	------------	-------	--------

下記の**3つ**の告知がすべて「いいえ」であればお申し込み可能です

<b>1</b>	今までに、がん(悪性新生物、肉腫、白血病、上皮内がん(※1)を含みます。)にかかったことがありますか。	<b>いいえ</b>
<b>2</b>	過去5年以内に下記の病気(※2)で医師の診察、検査、治療、投薬のいずれかを受けたことがありますか。	
<b>3</b>	過去2年以内に、健康診断(※3)・人間ドックをうけて、下記の臓器または検査の項目で異常(※4)を指摘されたことがありますか。	

臓器	心臓、腎臓、肝臓、すい臓、胆のう、胃腸、肺、脳、甲状腺、前立腺、子宮、乳房
検査項目	血圧測定、尿検査、血液検査、胸部レントゲン検査、心電図検査、眼底検査、上部消化管レントゲン検査、超音波検査、便潜血検査

※1 上皮内がんには、子宮頸部高度異形成、CIN3を含む。

腫瘍	悪性新生物、骨髄異形成症候群、膵管内乳頭粘液性腫瘍 (IPMN)、白血病、異形成 (子宮頸部軽度異形成を除く)、骨髄腫、脊髄腫瘍、ボーエン病 (ボウエン病)、カルチノイド、骨髄線維症、低悪性度腫瘍、ポリポーシス、がん、消化管間質腫瘍 (GIST)、日光角化症、本態性血小板血症、境界悪性腫瘍、上皮内がん、乳頭腫、マクログロブリン血症、胸腺腫、神経内分泌腫瘍 (NET)、脳腫瘍、ランゲルハンス細胞組織球症、形質細胞腫、真性多血症、血小板症、リンパ腫
消化器	胃静脈瘤、肝硬変、原発性硬化性胆管炎 (PSC)、門脈圧亢進症、潰瘍性大腸炎、肝不全、原発性胆汁性胆管炎 (PBC)、門脈血栓症、肝炎 (A型を除く)、クローン病、食道静脈瘤、パッドキアリ症候群、肝炎ウイルスキャリア、慢性膵炎
呼吸器	石綿肺 (アスベスト肺)、肺線維症
筋骨格・皮膚	結節性硬化症、色素性乾皮症、全身性硬化症 (強皮症)、皮膚筋炎、混合性結合組織病、スウィート病、多発性筋炎、類天疱瘡、シェーグレン症候群、全身性エリテマトーデス、天疱瘡、レックリングハウゼン病 (神経線維腫症1型)
血液等	アミロイドーシス、再生不良性貧血、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) 病、血球貧食症候群 (HPS)、赤芽球病、フォンヒッペルリンドウ病 (VHL)

※3 健康診断とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をいいます。(乳幼児健診や、自主的に受けた脳ドック・がん検診も含みます。)

※4 異常とは、要経過観察(※5)、要再検査(※6)、要精密検査(※7)、要治療(※8)をいいます。

※5 例: 観察が必要、経過観察を要する、経過観察中、経過観察後に検査が必要

※6 例: 再検査が必要、再検査を要する

※7 例: 精密検査が必要、精検を要する、精査を要する、さらに詳しい検査が必要

※8 例: 治療が必要、治療中、治療継続、要医療

**特定疾病一時金特約 保険の仕組み**

特約を付加された方が、特定疾病(急性心筋梗塞・脳卒中)の治療を目的として入院されたときに一時金をお支払いします。

契約年齢	初回契約の場合	満20歳～89歳まで	更新の場合	満99歳まで
------	---------	------------	-------	--------

下記の**2つ**の告知がすべて「いいえ」であればお申し込み可能です

<b>4</b>	最近3か月以内に受けた医師による検査または診察で、入院または手術をすすめられたことがありますか。または、現在、入院(※1)中、在宅医療(※2)あるいは公的介護保険制度の要介護認定(申請中も含む)を受けていますか。	<b>いいえ</b>
<b>5</b>	過去5年以内に、病気やケガで、継続して7日以上入院をしたこと、または、手術を受けたことがありますか。	

※1 入院日数にかかわらず、治療のための入院、検査入院、教育入院を含みます。正常分娩による入院は含みません。

※2 医療を受ける者の居宅等において提供される医療をいい、医師が訪問して診察や経過観察を行う訪問診療、看護師が訪問してケアを行う訪問看護、理学療法士や作業療法士が行う訪問リハビリテーションなどが含まれます。

● 告知の詳細についてはお申込書の告知事項欄をご確認ください。

● 告知項目がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の契約状況等によりお引受けできないことがあります。

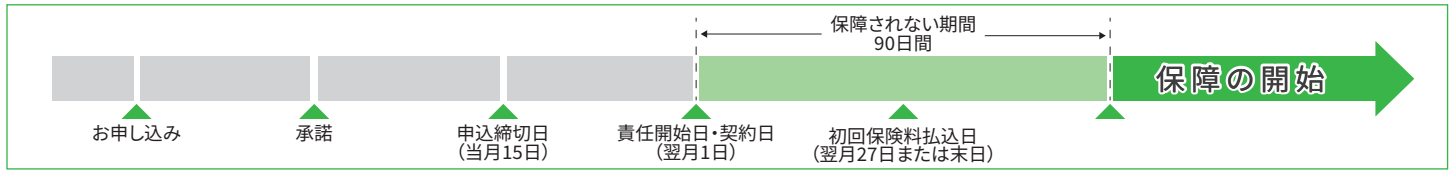
# ご契約に関して重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。

お申し込みの場合、「重要事項説明書」、「約款」などを必ずご一読のうえ、内容についてご理解くださいますようお願いいたします。

お申し込みの際は、保険契約者および被保険者(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **契約年齢** 満20歳から89歳
- **保険期間** 1年更新
- **保険料払込回数** 月払・年払



## ● 保障の開始について

- ◆ 保険契約のお申し込みの受付を毎月15日(以下、「申込締切日」)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
- ◆ 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- ◆ 責任開始日が保険契約の契約日となります。
- ◆ 保険契約期間は、契約日から起算して1年間です。

## ● 責任開始日について

- ◆ 責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと医師によって診断確定された場合(90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)には、がん診断一時金は支払いません。  
※特定疾病一時金特約は除く

## ● 保険料・保険金額について

- ◆ 保険料・保険金額は、契約日・更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

## ● 保険料の払込方法などについて

- ◆ 保険料の払込回数は、月払いか年払いを申し込み時に契約者に選択していただきます。払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払い(VISA/JCB/Master/AMEX/Diners)が選択できます。

## ● 配当金、解約返戻金、クーリングオフなど

- ◆ この保険には、配当金・満期保険金はございません。月払契約の場合、解約返戻金はありません。年払の場合、保険契約の契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
- ◆ この保険は、保険期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではございません。

## ● 当社の募集人(募集代理店)について

- ◆ 当社の募集人(募集代理店)には、保険契約締結の代理権・保険料受領権・告知受領権はありません。
- ◆ お申し込みいただいた保険契約をお引受させていただくかどうかの判断は当社が行います。

## ● 少額短期保険業について(概要)

- ◆ 保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月以降、少額短期保険会社が設立されるようになりました。
- ◆ 現在約100社が登録されており、ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。

## ● 個人情報・センシティブ(機微)情報の取り扱いについて

### ◆ 個人情報の利用目的について

当社は、取得した個人情報をお客様の同意を得た場合および法令により認められた場合を除き、次の目的のために利用します。

- (1) 保険契約の審査、引受、保管理、給付金のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供
- (3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実
- (4) その他、保険関連業務

### ◆ センシティブ(機微)情報の取得・利用について

当社は、センシティブ情報を、適切な業務運営を確保する必要性においてのみ本人の同意に基づいて取得し、また利用します。

- ◆ 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジットカード支払申込書、告知書などに記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

## ● 少額短期保険業者の制限について

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること
- (5) 1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

※このパンフレットに記載の保険内容および保険料などは2023年8月現在のものです。※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険業者のことをさします。

## ■ 募集代理店

## ■ 引受少額短期保険業者

関東財務局長(少額短期保険)第36号

**オリーブ少額短期保険株式会社**

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル